

# 博士論文要旨

## 論文題名：近世日本における贖刑の研究

立命館大学大学院法学研究科

法学専攻博士課程後期課程

カタホ リョウスケ

片保 涼介

贖刑は財貨などによって刑罰を代替する中国法に由来する制度である。本研究では近世日本における贖刑について、諸学者によるその受容や、藩や幕府の立法への影響について検討を試みた。

第1編では榊原篁洲・高瀬学山・荻生徂徠の贖刑意見について検討を加えた。これらの諸学者は「明律」の研究で知られており、彼らの研究は幕府や藩の刑法典に影響を与えたといわれている。本編では彼らの明律注釈書や將軍・徳川吉宗への意見書といった著作を用いた。従来の研究においては、篁洲は贖刑の導入に反対しており、学山は賛成していたとされていた。本編では篁洲、学山そして徂徠らが明代の贖刑制度についてよく理解しており、いずれも贖刑に好意的であったことを明らかにした。

第2編は熊本藩「刑法草書」・会津藩「刑則」・新発田藩「新律」・弘前藩「寛政律」「文化律」・和歌山藩「国律」といった明律系の藩法の贖刑制度について検討を加えた。これらの刑法典に贖刑制度が見られることがすでに指摘されていたが、これらの法典の贖刑制度の全体像は十分に解明されていなかった。本編での検討の結果、これらの藩法のほとんどが「明律」に倣った贖刑制度を導入していることが判明した。

第3編では幕府における贖刑の不採用について検討を加えた。先行研究によれば吉宗は贖刑から示唆を受け、幕府の罰金刑である過料刑を創設したとされていた。本編ではこの説に再検討を加え、吉宗以前から幕府や藩において過料刑が用いられていた点を確認した。そして幕府が贖刑を採用しなかった理由に関して、幕府の刑罰体系が贖刑と相性が悪いものであった点や、贖刑の不平等性が問題視された点、近世日本において営利が忌避されており刑罰としての金銭の徴収が避けられた点、そして古法墨守の思想ゆえに幕府が新しい刑罰制度の導入に消極的であった点などを指摘した。